

緊急事態宣言に伴う財団主催イベントの対応について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言に伴い、緊急事態宣言期間（1月8日～2月7日）における財団主催イベントにつきましては、下記の方針により取り扱うことといたします。

イベントにご参加いただく際は、感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

記

1 財団主催イベントに関する方針

感染防止対策の徹底により、感染の危険性を十分に低減させることが可能なイベントは、予定どおり開催することとします。

ただし、会場の状況、参加者の構成などから、感染防止のために配慮が必要と判断される場合は、個別に中止する場合がございます。

2 区やボランティア団体等と実施する事業

関係団体等と協議し、個別の事業ごとに判断します。

3 中止が決定しているイベント

- ・ 1月23日（土） 冬のバードウォッチング

4 イベント中止の情報について

中止が決定したイベント等の情報は、財団ホームページにて随時お知らせします。

<https://www.setagayatm.or.jp/>

◇ ビジターセンターの休館について

ビジターセンターは、空調設備等の改修工事に伴い、令和3年3月上旬（予定）まで、臨時休館中です。